

「寶田裁判を支援する会」

ニュース NO.12 2021.11.20

事務局：〒760-0073

香川県高松市栗林町 2-14-39

昭和ビル3階（香川県医労連内）

☎ 087-862-6657

FAX 087-862-6699

寶田さん「休業補償給付不支給処分取消請求事件」控訴審 勝利判決めざし傍聴支援を！

判決言い渡し期日 12月8日(水)15:00～

場所 高松高等裁判所（高松市丸の内1-36）

※ 傍聴券の抽選が予想されます。14時頃には高松高裁の玄関前にお集まりください。

※ 「寶田さんを支援する会」では、裁判所宛て要請署名も11月末まで取り組みますので、さらなる集約をお願いします。また、「支援する会」への入会・裁判カンパも引き続きお願いします。



「勝訴」の表示を出させてください



厚労省要請行動に

参加して

厚生労働省は、11月を「過労死等防止啓発月間」と定めて、「全国過労死を考える家族の会」と「過労死弁護士全国連絡会議」が厚生労働省に対して毎年11月に実施している『要請行動』が今年も11月10日に行われました。「全国過労死を考える家族の会」の統一行動に夫とともに参加しました。（参加は今年で5度目です）

当日、厚労省からは労働基準局

補償課長を含む12名が出席。家

族の会からは、玉木弁護士、寺西

代表をはじめ、労災認定がされて

いない事案等を抱える全国の会員

21名（文書のみ提出者含む）が、

悲痛な想い・苦しい現状を訴え、

一刻も早い救済を求めました。

訴えの中で最も多く語られたの

は、労働基準監督署の不適切な対

応に関するもので、複数年に亘り

労災申請を受付ず放置された事例

受付がされても被災者の聴取を行

わず、事業者の聴取のみをもって

不認定とした事例等々、耳を疑う

ような事案が語られました。

席上、玉木弁護士から、不条理

な状況に置かれていた被災者との

係争において、国側が「勝つ」こ

とのみにこだわる現在のようなや

り方はすべきではないと苦言を呈

しました。

要請行動の後、厚労省正門前

において参加者数名が交代でマイク

を持ち、自身の体験を交え、増え

続ける過労死等への危機感を精一

杯訴えました。《要請文は裏面に》

（寶田都子）



【厚労省正門前で訴える寶田さん】



厚生労働大臣 殿

2021年11月10日

1. 申請者 香川県高松市牟礼町大町 2565 番地 6 寶田都子
2. 被災者 寶田都子 (本人 60 歳)
3. 勤務先 医療法人福生会 介護老人保健施設「明けの星」看護師長
4. 被災年月日 病名 2013年3月7日 適応障害からうつ病に増悪し療養中
5. 現時点での状況

2015年3月高松労基署 休業補償給付不支給決定、同年12月審査請求棄却、
2016年10月再審査請求棄却、2017年1月高松地裁に行政訴訟提訴するも
2020年6月棄却、同年同月高松高裁に控訴、2021年9月結審

6. 要請内容

9月に高裁で結審を終えましたが、仕事によって命や健康を失った者の救済を公平公正な視点で、一刻も早く行っていただきたく5度目の要請に参りました。

私は60才で被災し8年余りが過ぎ69才になります。約38年間、看護師の仕事に従事し、定年を1年半後に控えた時期に、100床を有する介護老人保健施設を持つ医療法人から頻回の要請があり、2012年1月看護師長として転職をしました。そこで待ち受けていたのは、上司からのパワハラ、看護師不足の常態化による日々の残業・休日出勤に加え、携帯電話に24時間・365日休みなく連絡が入り必要時は昼夜を問わず出勤するという異常な長時間労働、95%の入所者確保の厳しいノルマ等、過去に経験した事がない過酷を極める日々でした。そして、入社から僅か14か月足らずで95%の入所者確保のノルマの未達成の責任が、看護師長一人にあるとされ、同僚や部下の面前で凄まじい糾弾・叱責を受けた上、その後実質的な解雇通告を受け、精神疾患を発症しました。

紙一重で生かされたものの、心身共にボロボロの状態の私に、周囲の者は「逃げるが勝ち」で療養に専念し、新たな人生を歩むよう強く勧めました。それでも私は、「命を守るべき医療・介護の現場で働く者の命や健康が脅かされる事態や、人としての尊厳を踏みかじられる事態が起きたことを、なかった事にはできない。泣き寝入りすれば新たな犠牲者を出す事になる。」という思いを断ち切れず、病を抱えながら労災申請するという道を選択しました。

医療法人は厳しい指令を敷き続け、証拠・証言を隠蔽・改ざんし、労基署の調査では過酷な労働実態は全く明らかにならないまま不支給決定を受け、審査請求・再審査請求も棄却されました。司法こそはと信じ高松地裁に行政訴訟を提起し、3年余りの審理を重ねた昨年6月の判決は、労基署の認定を丸飲みした信じ難いものでした。高松高裁に控訴し、今年9月に結審を終えました。私の精神症状は被災後も増悪しており、証拠の提出時期等を問題視する国側から、「後から作成や書き加えを行った。」とまで言われ、精神疾患への理解が得られない事の苦痛から何度も命を絶とうと考えました。被災者を出した事業所は、真実を闇に葬ります。その不条理な状況に翻弄され、遺族、被災当事者共に、長期に亘り様々な苛酷な状況に追い込まれている実情をご理解ください。厚生労働行政が、被災者が背負う言葉にならない程の苦しみに、真摯に向き合う姿勢を持つ機関である事を、一国民、被災者として願って止みません。



過労死根絶

コロナ禍のせいで過労死・過労自殺を引き起す長時間労働やパワハラメントなどが横行しています。とりわけ、医療や介護など、もともと労働条件の厳しい「エッセンシャルワーカー」の分野では、さらなる過酷化を伴っている職場が目立ちます。業務の集中により月の00時間以上の残業を告発した保健師職員たちの状況は深刻です。このような時だからこそ、労働災害を招く長時間労働などを規制する労働基準法の抜本的改正が求められています。

違法な時間外労働が横行

労働基準監督署の2020年度監査指導結果によっても、対象事業者の37.0%で違法な時間外労働があり、1つ月80時間を超える時

主張

過労死の根絶

いまこそ長時間労働の規制を

20時間(休日労働を含む)と960時間(と)、「過労死ライン」を容認しています。医師については、今年5月に年860時間の時間外労働ができる医療法改正をおこなっていました。

日本のフルタイム労働者の労働時間を年2021時間(2019年)に引き上げ、報告を公表しました。労働基準法を改正し、残業時間の上限は、例えば「週15時間、月45時間、年3660時間」に規制するべきです。

国家公務員のサービス残業の実態を示し、解消を求めた日本共産党の田村智一参院議員の質問に対して、現行法に、パワハラも

国外・休日労働をさせていた事業者は33.5%にのぼりました。18年に自民・公明政権が通行した「働き方改革一括法」は、長時間労働におおむね与えた大改善です。罰則付きで違法となる残業の上限を「月100時間未満」「26カ月平均で月80時間」「年7

ツバ館国(ドイツ)16.6%時間、フランス14.2%時間、イギリス16.9%時間と比べて300%、600%増も長くなっています。世界保健機関(WHO)と国際労働機関(ILO)は5月、週55時間以上働く労働者は、心臓病や脳卒中のリスクが高まる(2020年度に精神障害)によって、労災認定された19

06件のうち、「上司から、身体的攻撃、精神的攻撃等の間外労働・休日労働・深夜労働を厳しく制限し、安全衛生確保に実効性を持たせるとも、欧州連合(EU)が実現している」ことがらがない権利(勤務時間外や休日)に業務上のメッセージや電話に

のを禁止する規定がないことが大きな問題です。日本がILOのハラスメント禁止条約を批准し、法律に明記することが必要です。テレワーク増加の中で、コロナ禍で増加した自宅仕事をする「テレワーク」は、労働時間と生活時間を区別して、長時間労働やサービス残業の二因となっています。労働時間を厳格に管理しなければなりません。時間外労働・休日労働・深夜労働を厳しく制限し、安全衛生確保に実効性を持たせるとも、欧州連合(EU)が実現している「ことがらがない権利(勤務時間外や休日)に業務上のメッセージや電話に

2021/11/14 (赤旗)

署名集約数 (11/15現在)

7699筆

□ 12/5

□ 12/3

事務局会議

救援会香川県本部
第44回大会

ぼくの夢

大きくなったら
ぼくは博士になりたい
そしてドラえもんに出てくるような
タイムマシンをつくる
ぼくはタイムマシンによって
お父さんの死んでしまう
まへの日に行く
そして「仕事に行ったらあかん」というんや

この詩は、父親を過労自殺でなくした
マーくん(当時小学校1年生)が書きました。

